

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 19 回 理 事 会
議 事 次 第

日時:2024 年 12 月 5 日 (木) 14 時 00 分～
場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室8

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・ 第1号議案 高度人材受入制度の構築について

(2) 報告事項

- ・ 東京 2025 世界陸上チケット 年末年始特別販売・一般販売スケジュール決定のお知らせ

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 高度人材受入制度の構築について ……資料1
- ・ 東京 2025 世界陸上チケット 年末年始特別販売・一般販売スケジュール決定のお知らせ ……資料2

○採用の現状

- ・当財団では、専門人材の確保のため、公募による採用活動を昨年12月末から開始し、本年4月から雇用を重ね、着実に人材を確保
- ・一方で、一部ポストにおいて、公募では採用に至らない職種がある状況
- ・業務の特殊性や人材の流動性の低さから、民間企業等に属しており退職できない人材も存在

⇒ **新たな人材確保手段の検討が必要**

○高度人材受入れの開始について

「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制の在り方に関する指針」（国指針）

組織委員会等は、官民からの出向者が多数属するなどその構成員の属性が多様であるうえ、職員の数が時期により大幅に増減する等といった特徴を有することから、～

一部の組織委員会等においては、構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合があり、～

「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」（都ガイドライン）

利益相反取引が組織の利益や公正性を損なう問題を防ぐことが、大会運営組織のガバナンス上、重要である。

企業などからの出向者受入れに関しては、当該出向者が有する高度な専門性を大会準備等に生かせる一方、利益相反問題が生じるリスクを内包することから、適切な対応が求められる。

⇒ 国指針・ガイドラインいずれも出向そのものを禁止すべきとの記載はなく、組織委員会等には出向者が属する前提で、適切な対応を取ることを求めている

⇒ **利益相反に関する対策を講じた上で、高度人材受入制度を構築すること及び関連規程の改正についてご審議いただきたい**
※本年11月27日の第三者審査委員会において本制度について説明を行った

○高度人材受入れスキームのあり方

これまでの人材確保のあり方



大会運営組織が発注する委託契約を受託する可能性のある民間企業等からの出向者について、配置のルールがないまま、早期から受入れ

出向者の業務内容や役職が公表されておらず、不透明

受入れに当たって利益相反について審査するスキームなし

毎年度コンプライアンス研修は実施するも、受け身の研修では十分に意識が涵養できなかった

新たな人材確保のあり方



契約・調達所管部署に配置しない、業務分担を徹底し契約実務に関与させない等、配置のルールを策定し、受入れ

受け入れる高度人材の業務内容や役職について公表し、透明性を確保

受入れの都度、第三者審査委員会において妥当性を審査

直筆の誓約書及び四半期ごとのチェックシート提出、コンプライアンス研修（年1回＋着任時）等を通じて意識付けを徹底

○高度人材受入れフロー



○高度人材受入れを行う条件（「高度人材受入れに関する取扱い」に記載）

当該ポストが下記条件に当てはまり、対象者がいるが現職を退職することができず、
且つ対象者の所属企業が協定に基づく当財団業務への従事を可能と判断した場合、対象者を受け入れる

**(1)対象者が有する高度な専門性を大会準備等に生かすことができると十分に認められること
かつ**

(2)高度な専門性を有する人材の直接雇用が困難であること

想定人材例：大会開催に必要不可欠な人材であることが各機関からの推薦状等により証明可能であるが、
現在民間企業等に属しており退職できない方

○高度人材受入れに係る審査

高度人材受入管理委員会を設立（「高度人材受入管理委員会設置要綱」の制定）

委員：事務次長（委員長）・総務企画室長・総務部長・人事課長

○審査事項

- ・ 高度人材受入れを行う条件への適合性
- ・ 元企業の選定方法、配置先部署・職級・業務内容の妥当性
- ・ 受け入れる高度人材の適性・人物評価
- ・ 高度人材受入れに関する費用負担

○高度人材受入れに関する利益相反管理：①第三者審査委員会における審査

○審査事項

利益相反管理規程第5条の5項目に沿った審査

- ・ 高度人材受入条件に適合しているか
- ・ 高度人材受入ポスト・企業の選定方法・職級・業務内容・配置
- ・ 受け入れる高度人材が受入ポストに適した人材であるか
- ・ 費用負担等協定の内容

※協定における相手方企業及び当該人材との秘密保持契約・当該人材からの誓約書徴収についても確認

▷利益相反管理規程、第三者審査委員会設置要綱の改正：高度人材受入れに関する第三者審査委員会への付議について追記

<利益相反管理規程>

第5条 大会開催のために真にやむを得ず利益相反取引等（該当する可能性があるものを含む。以下同じ）を行う場合の判断基準は、以下の各号を含めた諸要素を考慮した上で、当法人の利益になると総合的に判断される場合とする。

- 一 当法人にとって必要不可欠であること
- 二 当法人の利益を最大化できる見込みであること
- 三 当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと
- 四 当法人の公平性に疑念が生じるとはいえないこと
- 五 当法人の利益を損ねないこと

○高度人材受入れに関する利益相反管理：②受け入れる高度人材の配置ルール（「高度人材受入れに関する取扱い」に記載）

国指針を踏まえ、策定

- （1）契約・調達を所管する部署には受け入れる高度人材（以下、「当該人材」）を配置しない
- （2）同一部署内で民間企業・団体からの当該人材が過半数となる等、当該人材の配置先に偏りを生じさせない
- （3）当該人材を複数受け入れる場合、相手方を特定の民間企業・団体のみとしない
- （4）当該人材の職務上の権限及び役割分担を明確に定める
- （5）当該人材を管理職として配置する場合、別の管理職を並列して配置し、利益相反が生じるおそれのある案件については決定権限を別の管理職に移譲できる配置とする

○高度人材受入れに関する利益相反管理：③ポストや業務内容、権限の公表

都ガイドライン【第4の1④】

＜取組例＞

(イ) 人材登用における、専門性を有する人材の直接雇用の活用等、民間企業からの出向者受入れに頼らない工夫。
出向者を活用せざるを得ない場合における、ポストや業務内容、権限の公表等

⇒ 財団HPの「ガバナンス」ページに「高度人材受入状況について」の項目を作成し公表

(掲載内容) 配置職、業務内容、職級

※公表について企業側との調整が必要

○高度人材受入れに関する利益相反管理：④給与負担

2020大会東京都談合調査チーム報告書

第5章 有識者による課題整理・分析

＜人材組織の総括＞

組織の指揮命令系統、内部統制機能の実効化、利益相反の防止のいずれの観点からも、大会運営組織がノウハウをもつ優秀な人材を直接雇用し、また出向者を受け入れる場合であってもその給料を出向元の負担でなく大会運営組織が負担することで、組織体制の強化が図られ、また、弁護士や公認会計士等の有資格者を監査室や調達管理委員会、あるいは外部委員会に配置するだけでなく、現場職員にも登用することで、通常業務を遂行する過程で不正を防止する環境整備が期待できる。

⇒ 相手方企業との協議の上、給与相当額を負担する

○整備予定の規程類と主な記載・改正内容等

番号	規程類名称	改正/ 新設	主な記載・改正内容	決定区分
1	利益相反管理規程	改正	第6条（利益相反管理体制）の第3項第二号に、高度人材受入れに関する第三者審査委員会への付議について追記 ※ 利益相反管理規程・細則等QAについても、高度人材の受入条件に関する解釈など、「高度人材受入れに関する取扱い」等に関するQAを追加（事務総長決定→コンプライアンス委員会へ情報提供）	理事会
2	第三者審査委員会設置要綱	改正	第7条（利益相反に関する審査）の第3項第二号に、高度人材受入れに関する第三者審査委員会への付議について追記	理事会
3	人材の採用及び教育に関する方針	改正	高度人材受入れが必要な現状について記載の上、高度人材受入れに関する第三者審査委員会への付議について追記	事務総長
4	高度人材受入れに関する取扱い	新設	高度人材受入れの目的・考え方・条件・方法、受け入れる高度人材の配置等について明記	事務総長
5	高度人材受入管理委員会設置要綱	新設	高度人材受入管理委員会の委員・審査事項等について明記	事務総長

改正及び新設後、いずれも財団ホームページにて公開する。

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 利益相反管理規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (現行のとおり)</p> <p>第2章 利益相反への<u>取組</u> (利益相反の管理体制)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>2 当法人の役員等選考、<u>職員採用及び高度人材受入れ</u>における利益相反を適切に管理するため、役職員は、着任時に利益相反に関する自己申告書及び誓約書をコンプライアンス委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出する。着任後は四半期ごとに利益相反管理チェックシート(以下「チェックシート」という。)を事務局に提出するほか、該当する事案が発生した場合には、その都度事務局に自己申告しなければならない。</p> <p>なお、自己申告書、誓約書、チェックシート、自己申告の方法及び様式等については、別に定める。</p> <p>3 前項で得た内容を基に利益相反に該当するおそれがあると認められる事案については、次の各号で定める機関からコンプライアンス委員会に報告するとともに、審査委員会に付議する。</p> <p>なお、下記一号<u>及び二号</u>の事案については、利益相反に該当す</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第2章 利益相反への取り組み (利益相反の管理体制)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 当法人の役員等選考及び職員採用における利益相反を適切に管理するため、役職員は、着任時に利益相反に関する自己申告書及び誓約書をコンプライアンス委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出する。着任後は四半期ごとに利益相反管理チェックシート(以下「チェックシート」という。)を事務局に提出するほか、該当する事案が発生した場合には、その都度事務局に自己申告しなければならない。</p> <p>なお、自己申告書、誓約書、チェックシート、自己申告の方法及び様式等については、別に定める。</p> <p>3 前項で得た内容を基に利益相反に該当するおそれがあると認められる事案については、次の各号で定める機関からコンプライアンス委員会に報告するとともに、審査委員会に付議する。</p> <p>なお、下記一号の事案については、利益相反に該当するおそれ</p>

るおそれの有無に関わらず、コンプライアンス委員会に報告し、審査委員会に付議する。

一 前職・兼業等の 民間企業等 が利害関係を有する者の登用
事務局

二 民間企業等からの高度人材受入れ 事務局

三 その他利益相反に該当する（可能性を含む。）事案
事務局

第7条～第11条 （現行のとおり）

附 則

本規程は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年12月 日から施行する。

の有無に関わらず、コンプライアンス委員会に報告し、審査委員会に付議する。

一 前職・兼業等の企業が利害関係を有する民間企業である者の
登用 事務局

二 その他利益相反に該当する（可能性を含む。）事案
事務局

第7条～第11条 （略）

附 則

本規程は、令和5年7月4日より施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

（新設）

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 第三者審査委員会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (現行のとおり)</p> <p>(利益相反に関する審査)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 審査委員会は、次の各号に定める場合において、利益相反に該当するおそれがあると認められる場合には、各号で定める機関からの付議に基づき、当法人と当該人との利益相反該当性及び職員採用等に係る妥当性を審査し、その結果を付議機関に通知する。</p> <p>なお、下記第一号及び第二号の事案については、利益相反に該当するおそれの有無に関わらず、コンプライアンス委員会に報告し、審査委員会に付議する。</p> <p>一 前職・兼業等の民間企業等が利害関係を有する者の登用 コンプライアンス委員会事務局</p> <p><u>二 民間企業等からの高度人材受入れ</u> <u>コンプライアンス委員会事務局</u></p> <p><u>三</u> その他利益相反に該当する(可能性を含む。)事案 コンプライアンス委員会事務局</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(利益相反に関する審査)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査委員会は、次の各号に定める場合において、利益相反に該当するおそれがあると認められる場合には、各号で定める機関からの付議に基づき、当法人と当該人との利益相反該当性及び職員採用等に係る妥当性を審査し、その結果を付議機関に通知する。</p> <p>なお、下記第一号の事案については、利益相反に該当するおそれの有無に関わらず、コンプライアンス委員会に報告し、審査委員会に付議する。</p> <p>一 前職・兼業等の企業が利害関係を有する民間企業である者の登用 コンプライアンス委員会事務局</p> <p>二 その他利益相反に該当する(可能性を含む。)事案 コンプライアンス委員会事務局</p>

第8条～第20条（現行のとおり）

附 則

本要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年12月 日から施行する。

第8条～第20条（略）

附 則

本要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（新設）



東京2025世界陸上チケット 年末年始特別販売・一般販売スケジュール決定のお知らせ

2025年9月13日(土)～9月21日(日)に東京・国立競技場(マラソン、競歩は都内で実施)で開催する東京2025世界陸上競技選手権大会の観戦チケットに関して、**年末年始特別販売を2024年12月25日(水)～2025年1月7日(火)まで実施**することを決定いたしました。**先行販売で売り切れの席種についても在庫を追加いたします!**

先行販売ではすでに20万枚を販売し、チケットの売れ行きは好調です。駅伝が盛り上がる年末年始に合わせて、チケット争奪戦となる一般販売を前にチケットを購入できるチャンスです。この機会をお見逃しなく!

また、**一般販売を2025年1月31日(金)18時00分(日本時間)より世界中のすべての方に向けて開始**いたします。一般販売の詳細については、2025年1月中旬頃の発表を予定しております。

年末年始特別販売 概要

■ チケット販売スケジュール

2024年12月25日(水)18時00分～2025年1月7日(火)23時59分までチケットぴあサイト・TBSチケットサイトにて年末年始特別販売を実施します。(時間はすべて日本時間[UTC+9])

販売チャネル	対象者	販売期間
チケットぴあサイト	チケットぴあ会員	2024年12月25日(水)18:00～ 2025年1月7日(火)23:59 まで
TBS チケットサイト	TBS チケット会員	

※公式チケット販売サイトでの販売はございません。

※本販売においては車いす席チケット、企画チケット(2025 チケット)および団体チケットのお取り扱いはございません。

➤ 販売詳細はチケットぴあサイト・TBS チケットサイトをご確認ください。

チケットぴあサイト：<https://w.pia.jp/t/world-athletics-championships/>

TBS チケットサイト：<https://tickets.tbs.co.jp/tokyo2025/>

➤ 競技日程は公式ウェブサイトにてご確認ください。

URL：

<https://assets.aws.worldathletics.org/document/67232f76864221836c18d83c.pdf>



■ チケットの価格・席種

プレミアム1・プレミアム2・カテゴリーA・カテゴリーB・カテゴリーCの5つの席種をご用意しています。それぞれのチケット価格(税込)は以下のとおりです。

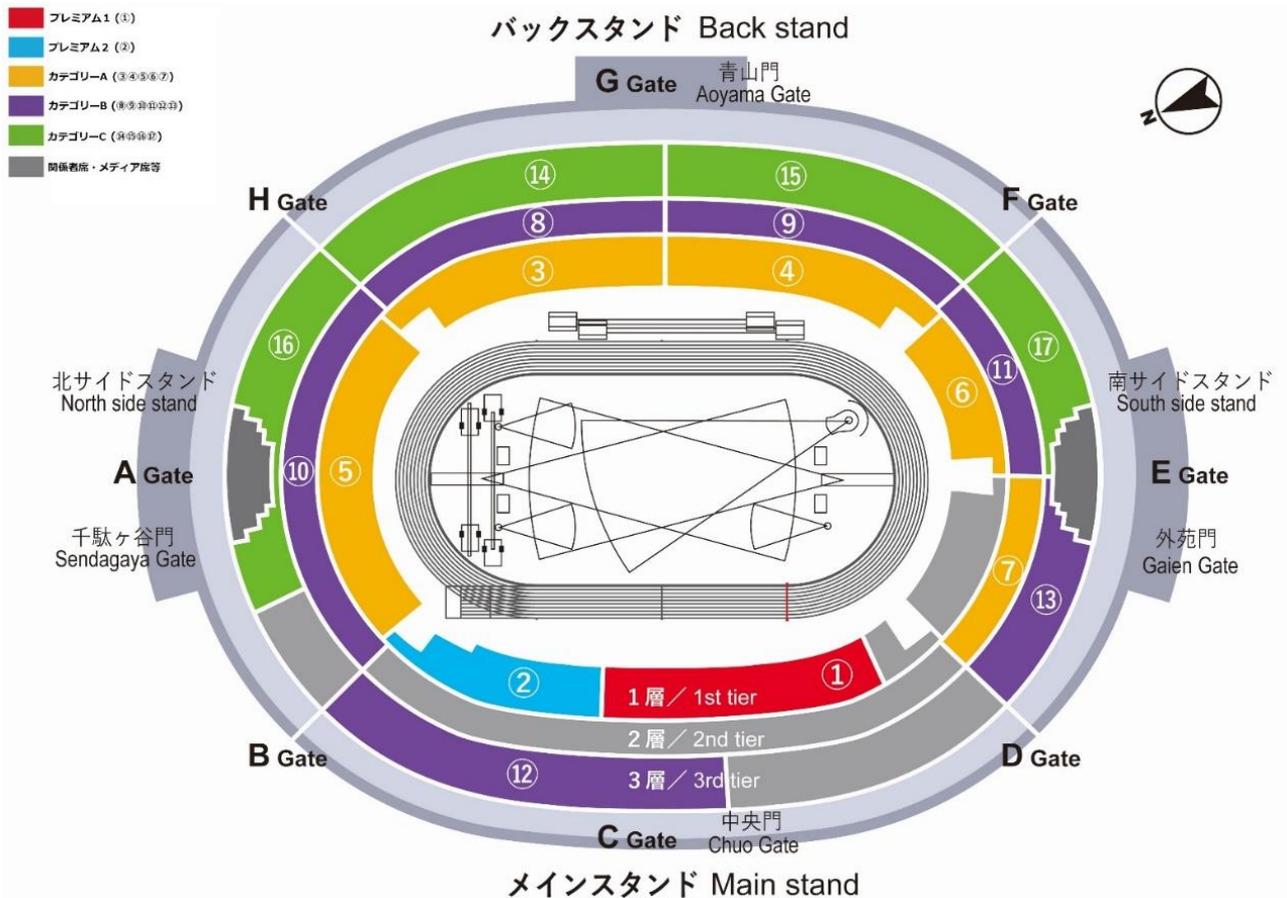
(単位：円)

	プレミアム1	プレミアム2	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
モーニングセッション	15,000	10,000	7,000	4,000	2,500
(平日)イブニングセッション	30,000	22,000	14,000	7,000	4,000
(土・日・祝日) イブニングセッション	50,000	35,000	20,000	8,000	5,000

※チケット代金とは別途手数料が発生いたします。手数料額については各チケットサイトにてご確認ください。

※1回の購入当たりの購入枚数上限は、1セッション8枚となります。

■ シートマップ



※チケットは全席指定になります。

※席種及びエリア(①～⑰)を選択いただきます。座席位置およびチケット発券に関する詳細は、各チケットサイトにてご確認ください。

※今後の会場の設営計画に応じて、客席の範囲が変更となる場合があります。

■ チケットのお支払い方法

チケット代金のお支払い方法はチケットぴあサイトではクレジットカード（一括払い）またはコンビニエンスストア支払い、TBS チケットサイトではクレジットカード（一括払い）のみのお取り扱いとなります。詳細は各チケットサイトをご確認ください。

■ チケット不正転売防止について

東京 2025 世界陸上財団またはワールドアスレティックスが指定する販売方法以外では、チケットは購入できません。購入者の事情によりやむを得ず観戦できなくなってしまった場合、チケットの払い戻しは行いませんので、第三者へのチケットの再販売を行うことができる公式チケットリセールサービスまたは公式チケット販売事業者のリセールサービスをご利用ください。

また、東京 2025 世界陸上財団またはワールドアスレティックスが指定する販売方法以外で購入されたチケットでは、会場にご入場いただけません。

なお、本大会のチケットは、法令等に定めのある特定興行入場券の要件を満たしており、不正転売等を行うと罰則の対象になります。

■ その他

大会計画や会場等の準備状況、競技日程等により、販売枚数や販売開始時期等に変更となる場合があります。詳細は公式チケット販売サイトにてご確認ください。

本プレスリリースに関する問い合わせ

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 広報担当

E-mail : press@WATokyo25.com

東京 2025 世界陸上公式サイトはこちら

WEB <https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25>

X <https://twitter.com/WATokyo25>

Instagram <https://www.instagram.com/wchtokyo25/>



■東京 2025 世界陸上ファン ID の登録はこちらから

東京 2025 世界陸上ファン ID にご登録いただくと、チケット販売に関するニュースや大会の最新情報等をニュースレターでお届けします。どなたでも簡単な手続きで無料登録できますのでぜひご登録ください！ <https://worldathleticstokyo25.com/jp/signup>

東京 2025 世界陸上競技選手権大会の概要

主催	ワールドアスレティックス (WA、世界陸連)
大会期間	2025年9月13日(土)から21日(日)まで 9日間
会場	国立競技場ほか(マラソン、競歩は都内で実施)
参加選手数	約2,000名
参加国・地域数	約200カ国・地域
種目数	49種目